

## 9. 環境省

01. 循環型社会づくりビジネス支援事業

02. 環境研究総合推進費

03. 災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業

04. 小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業

05. 地域コーディネーター活用事業交付金

(生物多様性の保全・活用による元気な地域づくり事業の一部)

06. 地域調和型エネルギーシステム推進事業(農林水産省連携事業)

07. 病院等へのコージェネレーションシステム緊急整備事業

(厚生労働省連携事業)

## 環境省 1

施策名	循環型社会づくりビジネス支援事業	予算額(百万円)	107
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	循環型社会形成推進基本法第9条		
概要	<p>民間事業者単独の取組では、必要とする循環資源を回収・再利用するシステムを組むことが困難だったり、経済性や技術面での市場ニーズの検証が十分できないなどの理由で、事業化に至らない循環利用について、その事業化に向けた実証支援を行うことにより、新たな循環ビジネスの確立と、国内の他の事業者への普及を通じた循環ビジネス全体の底上げを図る。</p>		
対象者	民間事業者		
対象事業	<p>以下のテーマにつき、ビジネスモデルとしての成立条件等について、モデル事業等を通じて調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○廃プラスチックリサイクルの品質向上支援事業 リサイクル製品製造事業者が再生資源に求める品質調査、リサイクル製品高品質化モデル事業</li> <li>○使用済製品等のリユースビジネス推進事業 市町村と事業者の連携による粗大ごみのリユースモデル事業等</li> <li>○自動車リサイクル連携高度化支援事業 自動車解体業者をはじめとする関係者の連携による解体・選別・リサイクルの高度化試行及びその経済合理性の検証</li> </ul>		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各テーマに沿ったモデル事業等の実施</li> <li>○事業成果の公表による、ビジネス確立に向けた技術的支援</li> </ul>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<ol style="list-style-type: none"> <li>①各テーマに沿ったモデル事業等について、環境省が必要に応じてプランを募集</li> <li>②①の結果に応じ、環境省が調査事業仕様書を作成、調査会社に発注</li> <li>③調査終了後、成果物を公表</li> </ol>		
備考	—		
連絡先	環境省 リサイクル推進室	TEL : 03-5501-3153 FAX : 03-3593-8262 URL :	

## 環境省 2

施策名	環境研究総合推進費	予算額(百万円)	6,670
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	第3期科学技術基本計画、第3次環境基本計画		
概要	<p>政府全体における研究・技術開発の重点2本柱の一つである「グリーン・イノベーション」の一環として、環境研究・技術開発及びその成果の社会への適用を推進するとともに、環境分野における分野横断的な研究開発を強化する。</p> <p>また、被災地の復興に向けた諸問題の早期解決に貢献するため、東日本大震災に伴って生じた環境影響等の解明、環境修復に資する実用技術の開発・普及等を推進する。</p>		
対象者	<p>国内の研究機関等に所属する研究者。研究機関等とは以下のいずれかに該当するもの。</p> <p>ア. 国立試験研究機関            イ. 独立行政法人            ウ. 大学（国公私立問わず。）、高等専門学校            エ. 地方公共団体            オ. 特例民法法人又は一般社団・財団法人若しくは公益社団・財団法人            カ. 民間企業            キ. その他の団体（日本の法人格を有しているもの。）</p>		
対象事業	<p>環境研究総合推進費〔委託費〕</p> <p>ア. 戦略的研究開発領域（トップダウン型）：            環境省がプロジェクトの枠組みを提示し、プロジェクトに参加するサブテーマを公募する、トップダウン型の研究領域。</p> <p>イ. 環境問題対応型研究領域（ボトムアップ型）：            個別又は複数の分野にまたがる環境問題の解決に資する研究や、地域の独自性・特性を活かした環境問題解決のための研究。</p> <p>ウ. 革新型研究開発領域：            若手研究者を対象とした、特に新規性・独創性・革新性の高い環境研究及び先進的特定研究テーマに係る最新成果を評価・統合する研究。</p> <p>エ. 課題調査型研究領域：            アの戦略的研究開発領域のプロジェクト形成に先立ち、研究計画、手法等を予備的に調査する研究。</p> <p>環境研究総合推進費〔補助金〕</p> <p>オ. 循環型社会形成推進研究事業（研究事業）：            廃棄物の処理等に係る科学技術に関する研究で、廃棄物の安全かつ適正な処理、循環型社会の形成推進等に関する行政施策の推進及び技術水準の向上が期待できる研究。</p> <p>カ. 次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業（次世代事業）：            循環型社会の形成推進及び廃棄物の適正処理に関するもので、実用化が見込まれ、かつ汎用性及び経済効率性に優れた技術の開発。</p>		
支援内容	<p>環境研究総合推進費〔委託費〕 100%            環境研究総合推進費〔補助金〕 研究事業：100%、次世代事業：50%</p> <p>「対象事業」欄の領域区分に応じ予算額、研究期間の上限あり。            （例）最も応募・採択件数の多い「イ. 環境問題対応型研究領域」の場合は、            1課題当たり予算額： 5000万円以内／年（間接経費は別途）            研究期間： 3年以内</p>		
変更のポイント	<p>平成24年度新規課題より、東日本大震災復興特別会計を財源とする採択枠（復興枠）を設け、放射性物質の動態や生態系への影響の解明、汚染土壌の除染や災害廃棄物の円滑な処理に資する研究・開発を行う。</p>		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>○10月～11月： 次年度新規課題の公募を実施。            ○12月～2月： 応募課題の審査（1次：書面評価、2次：ヒアリング）を実施。            ○2月～3月： 採択課題を内定。内定者は研究実施計画資料を作成し環境省に提出。            ○4月～5月： 財務省協議を経て採択決定。            ○5月～6月： 初年度研究に着手。</p>		
備考	<p>詳細は「環境研究・技術 情報総合サイト」の環境研究総合推進費「公募情報」を参照。  <a href="http://www.env.go.jp/policy/kenkyu/suishin/koubo/index.html">http://www.env.go.jp/policy/kenkyu/suishin/koubo/index.html</a></p>		
連絡先	環境省 総合環境政策局総務課 環境研究技術室	TEL： 03-5521-8239 FAX： 03-3593-7195 URL： <a href="http://www.env.go.jp/policy/kenkyu/index.html">http://www.env.go.jp/policy/kenkyu/index.html</a>	

### 環境省 3

施策名	災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業	予算額(百万円)	1,400
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	特別会計に関する法律第85条第3項第1号ハ 特別会計に関する法律施行令第50条第7項第8号		
概要	<p>埠頭等を有する港湾地域は、貨物・旅客用船舶が集中し、それに伴う海・陸上の物流システムが交差する産業活動の拠点としての機能を有しており、温室効果ガスの排出量も多い。また、災害時における必要な機能の維持や、電力需給逼迫への対応の観点からも、再エネの導入や省エネ対策の推進が必要とされている。</p> <p>こうした観点から、環境省と国土交通省が連携して港湾地域における再エネ設備・蓄電池、省エネ設備等を集中的に導入する先進的な取組を支援する。</p>		
対象者	民間事業者		
対象事業	<p>○実証事業 港湾地域において災害時や電力需給逼迫時においても必要な機能や安全性など保持するために必要なエネルギーを再生可能エネルギー・蓄電池により確保できるシステムを構築するため、必要なエネルギー量や最適なシステム規模、温室効果ガス削減効果や事業性並びに国内外の港湾地域への波及性等を検証する事業</p> <p>○補助事業 臨海部における低炭素な地域づくりを推進するため、先進的技術を活用した新たな設備等を導入する事業</p>		
支援内容	<p>○実証事業 国からの委託事業</p> <p>○補助事業 総事業費の1/2を上限とする費用</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>①民間事業者を対象に公募を実施。 ②応募された事業について審査を行い、内容の優れたものを採択。</p>		
備考	—		
連絡先	環境省 総合環境政策局環境計画課	TEL : 03-5521-8234 FAX : 03-3581-5951 URL :	

## 環境省 4

施策名	小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業	予算額(百万円)	300
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	特別会計に関する法律第85条第3項第1号ハ 特別会計に関する法律施行令第50条7項8号		
概要	<p>(1) 小規模地方公共団体(都道府県、政令指定都市、中核市、特例市及びこれらが参画する特別地方公共団体を除く。)を対象に、地方公共団体が所有する業務用施設に、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した実行計画に従い、効果的な二酸化炭素排出量削減を実現するため、先進的な再生可能エネルギー・省エネルギー技術を率先的に導入する取組に対して、設備費等の必要な費用の一部を補助する。</p> <p>(2) これまでに地方公共団体が導入した地域で導入された技術の事例を集約・整理して情報発信を行い、優良な低炭素技術の全国の地方公共団体や民間事業者への普及を図る。</p>		
対象者	<p>(1) 小規模地方公共団体、小規模地方公共団体の施設へシェアード・セイビングス・エスコ事業を用いて省エネ化を行う民間団体</p> <p>(2) 民間団体等</p>		
対象事業	<p>(1) ①小規模地方公共団体施設への先進的な再生可能エネルギー・省エネルギー設備の率先導入事業 ②小規模地方公共団体の施設へのシェアード・セイビングス・エスコ事業</p> <p>(2) 本事業における導入事例を集約・整理し、全国へ低炭素技術の情報発信、普及啓発を行う事業</p>		
支援内容	<p>(1) 小規模地方公共団体、小規模地方公共団体の施設へシェアード・セイビングス・エスコ事業を用いて省エネ化を行う民間団体を対象とした補助事業(上限1/2)で実施</p> <p>(2) 民間団体等を対象とした委託事業で実施</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>(1) 公募期間 平成24年4月13日(金)～平成24年5月18日(金) 内示 7月頃</p> <p>(2) 平成25年3月頃に公表</p>		
備考	—		
連絡先	環境省 地球温暖化対策課	TEL : 03-5521-8339 FAX : 03-3580-1382 URL : <a href="http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html">http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html</a>	

## 環境省 5

施策名	地域コーディネーター活用事業交付金 (生物多様性の保全・活用による 元気な地域づくり事業の一部)	予算額(百万円)	72
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	<p>地域の主体的なエコツーリズム推進の取組を促進することにより、国立公園等地域の魅力を高め、地域の活性化につなげる。</p> <p>このため、エコツーリズムの推進に意欲的な地域協議会が地域コーディネーターを活用し、資源調査、地域の特性を活かしたプログラム・ルールづくり、人材育成等の実施に必要な経費の一部を国が支援する。</p>		
対象者	<p>次の要件をすべて満たした地域協議会。</p> <p>ア 地域協議会が地域の多様な主体から構成されており、エコツーリズムを推進しようとする地域の市町村が参加していること。</p> <p>イ 地域協議会としての、意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産管理方法及び責任者、公印の管理及び使用の方法及び責任者、内部監査の方法等を明確にした規約その他の規定が定められていること。(交付申請までの作成見込みを含む。)</p>		
対象事業	<p>地域協議会がコーディネーターを活用して行うエコツーリズムの推進に関する以下の事業。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 推進体制の整備・強化</li> <li>・ 資源調査</li> <li>・ ルールの作成</li> <li>・ 推進マニュアルの作成</li> <li>・ ガイダンス及びプログラムの作成</li> <li>・ エコツアーの企画</li> <li>・ モニタリング及び評価手法の作成</li> <li>・ 人材育成</li> <li>・ 広報</li> </ul>		
支援内容	<p>以下のうち最も少ない額に補助率2分の1を乗じて得た額。</p> <p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額</p> <p>イ 事業の実施に係る経費のうち、交付金の対象として大臣が認める経費</p> <p>ウ 限度額 1,600万円</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>交付を受ける手順は次のとおり。</p> <p>ア 地域協議会が事業計画書等により応募申請を行い、環境省が事業採択。</p> <p>イ 地域協議会がアで採択された事業につき交付申請を行い、環境省が交付決定。</p>		
備考	—		
連絡先	環境省自然環境局総務課 自然ふれあい推進室	TEL : 03-5521-8271 FAX : 03-3508-9278 URL : <a href="http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14799">http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14799</a>	

## 環境省 6

施 策 名	地域調和型エネルギーシステム推進事業 (農林水産省連携事業)	予算額(百万円)	130
	区分(新規・継続・変更)	新規	
根拠法令等	特別会計に関する法律第85条第3項第1号ハ 特別会計に関する法律施行令第50条第7項第8号		
概 要	農林水産省と連携して、農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入を促進するため、候補地の選定、集落の合意形成に向けた取組の支援、発電施設等の調査設計、運営コストの試算を実施。		
対 象 者	民間団体等		
対象事業	再生可能エネルギーの導入に向けた調査・実証を行い、課題の抽出・整理、克服方法の検討等を委託契約により実施。		
支援内容	民間企業・公的研究機関等を対象とした委託事業で実施		
変更の ポイント	—		
支援手続 スケジュール (予定でも可)	公募時期      6月頃 採択の内示    8月頃		
備 考	—		
連絡先	環境省 地球温暖化対策課	TEL : 03-5521-8339 FAX : 03-3580-1382 URL : <a href="http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html">http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html</a>	

## 環境省 7

施策名	病院等へのコージェネレーションシステム緊急整備事業（厚生労働省連携事業）	予算額(百万円)	1,000
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	特別会計に関する法律第85条第3項第1号ハ 特別会計に関する法律施行令第50条第7項第8号		
概要	医療施設又は福祉関係施設への、都市ガス又はLPGを使用したガスコージェネレーションシステムの導入を支援し、電力供給の安定化を図り、災害時における人命にかかる事態を回避するとともに、地球環境問題としての温室効果ガス排出、地域環境問題（公害）としての大気汚染物質排出の双方を同時に削減するという重要かつ緊急な課題に対応することを目的としている。		
対象者	民間団体等		
対象事業	都市ガス又はLPGを使用したガスコージェネレーションシステム（9.8kW以上）を医療施設又は福祉関係施設に導入する民間団体に対して、設備設置費用の一部を補助。		
支援内容	民間団体等へ補助。（総事業費の1/2を上限とする補助）		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	公募期間 平成24年5月18日（金）～ 平成24年7月17日（火） 採択の内示 8月頃		
備考	—		
連絡先	環境省 地球温暖化対策課	TEL : 03-5521-8339 FAX : 03-3580-1382 URL : <a href="http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html">http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html</a>	